

2026  
2  
No.256

鳥取市

# 国府町総合支所だより

編集・発行 鳥取市国府町総合支所 地域振興課 〒680-0197 鳥取市国府町宮下1221  
TEL 0857-30-8652 FAX 0857-27-3064 MAIL kf-chiiki@city.tottori.lg.jp  
夜間・休日(緊急時)は、上記までお問い合わせください。

## 支所・主な施設への直通電話

■ 地域振興課 TEL 30-8652  
■ 教育委員会分室 TEL 30-8657  
■ 国府図書室 TEL 29-4005

■ 市民福祉課 TEL 30-8654  
■ 鳥取東保健センター TEL 30-8659

■ 産業建設課 TEL 30-8656  
■ 国府人権福祉センター TEL 27-4774

令和8年1月1日現在(前月比) 人口／7,727人(−19) 男／3,702人(−5) 女／4,025人(−14) 世帯数／3,388世帯(−9)

## 因幡国府万葉ウィーク

期間 2月17日(火)～2月20日(金)



### 改修工事に伴う支所停電のお知らせ

令和8年2月22日(日) 8:30～17:00

作業中は停電のため電話(ファクシミリ含む)が利用できません。ご用の方はコールセンター(22-8111)へ連絡をお願いします。



人権擁護委員に、令和8年1月1日付で、新しく、山田一孝さん(吉野)が委嘱されました。人権擁護委員は、法務大臣からの委嘱を受け、市民の人権を守る身近なパートナーとして「人権相談」「人権侵害の被害者救済」「人権啓発活動」などを行います。

【問い合わせ先】鳥取地方法務局人権擁護課 TEL 22-2289

### 歴史館からのお知らせ

#### 万葉集講座④「万葉の恋の歌語り～旅する男の思い～」

年に4回開催される万葉集講座の第4回目。万葉集を初心者にも分かりやすく解説する講座です。

(2月14日から申込み受付開始)

とき 令和8年3月14日(土) ①13:30～15:00

ところ 天平ろまんホール

講師 垣見修司さん(同志社大学教授)

参加費 無料

定員 各回40名 ※要申込(先着順)

#### 【期間限定】万葉抹茶日和

旧正月関連イベント。「喫茶万葉」にて抹茶とお菓子のセットを期間限定で販売します。

期間 令和8年2月17日(火)～3月中旬(予定)

料金 500円(税込)

【問い合わせ先】因幡万葉歴史館 TEL 26-1780

## まちの行事

2月

		行 事	場 所	時 間
19	木	事業承継相談会	国府地域交流会館 (国府町総合支所敷地内)	10:00～ 15:00
		特設人権相談所 心配ごと相談、行政相談	谷地区公民館	13:30～ 15:00
23	月	とのイベ冬	殿ダム記念広場、 殿ダム交流館	10:00～ 15:00
28	土	アストロ科学実験講座 「静電気であそぼう」	国府町コミュニティセンター	10:30～ 12:00

TONODAMU  
EVENT

とのイベ冬



とき 2月23日(月・祝)

10:00～15:00

ところ 殿ダム記念広場・殿ダム交流館

屋外用遊具やソリの無料貸出

ホットあたたまる飲食の出店も!

殿ダムオリジナル企画

10:00～11:00 ちびっこ宝さがし

13:00～14:00 ビンゴ大会



TOTTORI.TONODAMU

詳しくは  
Instagramを  
ご覧下さい

## おはなし会

「おはなしきかんしゃ ちゅうちゅう」による、春の訪れなど季節感を感じることのできるお話し会です。

とき 3月7日(土)14:00～14:45

ところ 国府町コミュニティセンター 1階娯楽室

定員 未就学児とその保護者の10組

(事前申込制、先着順)

申込 1月24日(土)～※定員になり次第、締め切り  
直接来館もしくは、電話申し込み

【問い合わせ先】国府町コミュニティセンター TEL 24-1642

## 所得税・市県民税の申告相談

## 申告期間

令和8年 2月16日(月)～3月16日(月)

会場  
(平日のみ)2月16日(月)～2月27日(金) ▶ 福部会場  
3月2日(月)～3月16日(月) ▶ 国府会場

鳥取市東部地域での申告相談は、国府町・福部町の総合支所が合同で行います。  
下記の持ち物をご確認のうえ、ご都合のよい会場へお越しください。



混雑緩和のため **電話での事前予約制** とし、**2月2日(月)**より受付を開始します。

※国府会場の予約専用電話  30-8654 (市民福祉課以外の課での受け付けはしません。)

※福部会場の予約専用電話  30-8664

### 申告に必要なもの

- ◎ ⇒ 申告の内容に関わらず必要なもの
- ⇒ 申告の内容によって必要なもの

- ◎マイナンバー（個人番号）確認書類（マイナンバーカード、通知カード）
- ◎本人確認書類（マイナンバーカードを持っていない人は免許証など）
- 扶養にとる人がある場合、その人のマイナンバーがわかるもの
- 給与、年金などの源泉徴収票や支払証明書
- 営業・農業・不動産所得の収支内訳書  
(混雑緩和のため必ず事前作成のこと)  
※未作成の場合、申告を受けることができません
- 生命保険料、地震保険料控除を受ける場合は保険料の支払証明書
- 医療費控除書類  
(領収書不可。医療費明細書を作成のこと)
- 障害者控除を受ける場合は、その人の障害者手帳
- 障害者手帳をお持ちでない65歳以上の人で要介護認定を受けている人は**障害者控除対象者認定書**（必ず事前取得のこと）
- 所得税の還付がある場合は、本人名義の振込口座がわかるもの

### ご注意ください

※誰の扶養にもなっておらず令和7年中に収入がない、または遺族年金・障がい者年金のみの人で、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人は、市県民税の申告が必要です。申告がない場合は保険料軽減の算定対象になりません。

申告についての詳しい内容は「**とっとり市報1月号**」をご覧ください。

### 総合支所で受付できないもの

- ・青色申告
- ・分離課税される所得申告（土地・建物・株式等の売却、配当所得の分離課税での申告）
- ・損失繰越の申告
- ・過年分（令和6年分以前）や更生の申告
- ・山林所得の申告
- ・新規の住宅ローン控除の申告
- ・暗号資産（仮想通貨）取引に係る申告
- ・退職所得の申告

上記の申告をされる方は駅南庁舎をご利用ください。（詳しくは市報1月号をご覧ください）

なお、確定申告の方は、会場に行かず申告が完了するe-Taxが便利です。また市・県民税の申告もeLTAXが利用開始となりました。なるべくご自分のスマホやパソコンでの申告をお願いします。

### 特設人権相談所を開設します

人権問題全般について人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は堅く守られます。

とき 2月19日(木)13:30～15:00

ところ 谷地区公民館

法務局においても毎日(8:30～17:15)相談に応じています。

専用ダイヤル  0570-003-110 ※土日祝日は除く

【問い合わせ先】鳥取地方法務局人権擁護課  22-2289

### 2月祝日のごみ収集

収集日が祝日にあたる地区のごみ収集については、次のとおりです。

日にち	可燃ごみ	プラスチックごみ・資源ごみ・小型破碎ごみ
2月11日(水) 建国記念の日	収集します	お休みします
2月23日(月) 天皇誕生日	該当地区はありません	お休みします

～ごみの分別の徹底・減量化にご協力ください。～